

発達障害者支援法改正後の取組 (最高裁判所)

裁判所内への周知

改正法施行に際し、裁判所に関連する規定が新設・改正されたことや、個々の発達障害者の特性に応じた適切な配慮を検討・実施する必要があることを全国の裁判所に周知しました。

司法手続における配慮（第12条の2関連）

司法手続において、発達障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮その他の適切な配慮を行うこと。

全国の裁判所において、発達障害を含む障害を有する方々に対し、改正法の趣旨を踏まえた適切な配慮を行うよう取り組んでいます。

最近では…

- ・発達障害のある民事訴訟の当事者から「特定の曜日は、通院のため裁判所に行くことが難しい」という相談を受けたことから、その曜日を避け、通常開廷しない曜日に裁判期日を指定したという事例。
- ・発達障害を含む障害のある家事調停の当事者から「1人では対話ができず不安がある」という相談を受けたことから、親族に待機してもらい、ゆっくりと丁寧に手続を行い、問題なく意思疎通ができることを確かめた上で手続を進めた事例。

発達障害に関する理解を深めるための研修等の実施（第23条関連）

個々の発達障害者の特性に応じた支援を適切に行うことができるよう発達障害に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上を図るため、裁判に関する業務に従事する者に対し、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する理解を深め、及び専門性を高めるための研修を実施することその他の必要な措置を講じること。

裁判官等への研修等の開催

裁判官や裁判所職員に対する研修・研究会の中で、発達障害に関するカリキュラムを実施しており、改正法の趣旨を踏まえ、更に充実したものとしています。

※平成29年2月にも、裁判官を対象とした研究会において、発達障害をテーマする講演を予定。

家庭裁判所調査官の養成

家事事件や少年事件を取り扱う家庭裁判所では、法律的な解決だけでなく、事件の背後にある人間関係や環境を考慮した解決が求められています。

そこで、家庭裁判所には、行動科学に関する専門的な知見を有する家庭裁判所調査官が置かれており、この家庭裁判所調査官の養成課程において、発達障害に関するカリキュラムを実施するなど、発達障害に関する理解を深めることで、事件のより良い解決に努めています。

裁判官に対する研修の実施について

発達障害の被告人に対する過去の判決（概要）

アスペルガー症候群により、約30年間引きこもりの生活をしていた被告人が、自宅を訪れた姉を包丁で突き刺して殺害したという事案

平成24年7月30日 大阪地方裁判所 判決（懲役20年）

犯行の動機の形成にアスペルガー症候群が影響していることが認められるが、最終的には、自分の意思で犯行に踏み切っており、アスペルガー症候群の影響を量刑上大きく考慮することは相当ではない。また、被告人が十分に反省する態度を示すことができないことには、アスペルガー症候群の影響があるとはいえ、十分な反省のないまま社会復帰すれば、同様の犯行に及ぶことが心配される。社会内で、被告人のアスペルガー症候群に対応できる受け皿が用意されておらず、その見込みもない現状では、再犯の恐れが強く心配されることから、長期間刑務所に収容することで内省を深めさせる必要があるとして、懲役20年（検察官求刑16年）を言い渡した。

控訴

平成25年2月26日 大阪高等裁判所 判決（懲役14年）

大阪地方裁判所の判決は、被告人の犯行の経緯や動機の形成過程には、アスペルガー症候群が大きく影響している点を過小評価している。また、社会におけるアスペルガー症候群に対応する受け皿がなく、被告人の反省が十分でないことと相まって再犯の恐れが強く心配されるなどとして、刑を重くする方向の事情として考慮しているが、社会におけるアスペルガー症候群に対する支援のネットワークが形成されており、公的機関による一定の対応がなされていることから、受け皿がないとは言えないことや、再犯の可能性についての評価を誤っているとして、大阪地方裁判所の判決を破棄し、懲役14年を言い渡した。

裁判官に対する研修

平成24年11月	「広汎性発達障害について」とのテーマで、精神医学の専門家から発達障害についての講演をいただいた。
平成26年2月	「発達障害とその周辺」とのテーマで、医師から発達障害についての講演をいただいた。
平成27年9月	「発達障害、身体障害から考える社会」とのテーマで、大学准教授等から発達障害についての講演をいただき、意見交換を行った。
平成29年2月	発達障害者の問題に精通した精神医学の専門家による、「発達障害」をテーマとした講演を予定

参加者からは…

- ・ 普段関心を持っている事柄に対して、丁寧に答えていただく内容で、発達障害の特性を理解することができ、事件処理に非常に参考になった。
- ・ 発達障害の理論面、発達障害支援の制度面に詳しいことに加え、臨床経験が豊富な専門家による、期待どおりの聞き応えのある講演であり、今後の執務の参考となる内容であった。
- ・ 広汎性発達障害を抱えている人の特徴や、広汎性発達障害の社会的受け皿などの点について特に理解が深まった。さらに、今後、広汎性発達障害の疑いがある被告人については、精神鑑定を含め、専門家の助言を得るなどして、慎重に刑事手続を進めることが重要であると、改めて認識した。